

# 埼玉県立大学外国人留学生規程

平成 22 年 4 月 1 日  
規 程 第 9 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成 22 年規則第 1 号。以下「学則」という。）第 82 条の規定に基づき、埼玉県立大学（以下「本学」という。）の外国人留学生（以下「留学生」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 留学生とは、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 に定める「留学」という在留資格により、入学を許可された者をいう。

(区分)

第 3 条 留学生の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学部学生
- 二 大学院学生
- 三 科目等履修生
- 四 研究生
- 五 特別聴講生

(入学資格)

第 4 条 留学生の入学資格は、前条の区分ごとに次の表のいずれかを満たす者とする。

| 区分     | 入学資格                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学部学生   | (1) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定する者<br>(2) 相当の年齢に達し、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者                                                                                                                                             |
| 大学院学生  | (1) 外国人留学生として、日本の大学を卒業した者<br>(2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者<br>(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者<br>(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者<br>(5) 個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、22 歳に達した者 |
| 科目等履修生 | (1) 学部については学部学生と同じ<br>(2) 大学院については大学院学生と同じ                                                                                                                                                                                                                  |
| 研究生    | (1) 学部については、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者<br>(2) 大学院については、大学院を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者                                                                                                                                                                  |
| 特別聴講生  | (1) 学部については、本学との協議に基づき、単位互換が認められた外国の大学又は短期大学に在学する者<br>(2) 大学院については、本学との協議に基づき、単位互換が認められた外国の大学院に在学する者                                                                                                                                                        |

(入学の時期)

第5条 留学生の入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(入学の志願手続)

第6条 留学生として入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、次の各号に掲げる書類に受験手数料を添えて、指定の期日までに学長に提出しなければならない。

- 一 入学願書
- 二 入学資格を証明する書類（最終出身校の卒業証明書、成績証明書）
- 三 健康診断書
- 四 写真
- 五 その他学長が必要と認める書類

(入学者の選考)

第7条 前条の志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(合格者の決定)

第8条 合格者の決定は、前条の選考に基づき学長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第9条 前条の合格者は、所定の期日までに入学料を納付するとともに、所定の書類を学長に提出しなければならない。

2 前項に規定する入学手続を完了した者については、学長が入学を許可する。

3 第3条で規定する留学生の区分のうち、科目等履修生、研究生、特別聴講生は定員の枠外として取り扱うことができる。

(入学検定料、入学料及び授業料)

第10条 留学生の入学検定料、入学料及び授業料の徴収は、公立大学法人埼玉県立大学授業料等徴収規程（平成22年規程第52号）の定めるところによる。

2 国費外国人留学生実施要項（昭和29年文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生に係る入学検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

(協定に基づく留学生)

第11条 本学と埼玉県の姉妹友好州省（以下「友好州省」という。）との間において締結された奨学生派遣事業に関する協定又は本学と外国の大学との間において締結された学術交流協定に基づく留学生（以下「協定留学生」という。）の入学は、第6条、第7条、第8条、第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、友好州省又は本学と学術交流協定を締結した外国の大学（以下「協定校」という。）の推薦に基づき学長が許可する。ただし、学部又は大学院での学位取得を希望する協定留学生については、学力、修学に必要な日本語能力等の審査を行うものとする。

2 協定留学生の入学手続については、学長が別に定める。

(協定留学生の入学検定料、入学料及び授業料)

第12条 本学と友好州省又は協定校との間において、協定留学生の入学検定料、入学料及び授業料を徴収しないことを定めた協定に基づき入学する協定留学生については、入学検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

2 前項に定める者の授業料を徴収しない期間は、協定等において定めた期間とする。

(その他・規程等の準用)

第13条 この規程に定めるもののほか、留学生については、本学の学則及び諸規程のうち学生に関するもの並びに科目等履修生及び研究生、特別聴講学生に関する規程を準用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。